

入間東部地区事務組合消防施設指導基準に関する協議書

年 月 日

入間東部地区事務組合消防本部

消防長 印

申請者住所

氏名 印

入間東部地区事務組合消防施設指導基準及び都市計画法第32条に基づき両者において、当該行為において設置する消防水利施設、避難施設（屋外階段・避難器具）、はしご車進入路及び活動空地について次のとおり協議を締結する。

事業主住所・氏名					
工事施工者・設計者 住所・氏名（TEL）					
建築物名称					
建築場所					
用途		階層		構造	
敷地面	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延面積	m <sup>2</sup>
基準に基づき設置する施設					
消防水利施設		避難施設		梯子車進入路等	
種別		種別		取付道路	
貯水容量		設置位置		構造	
構造		構造		保有空地	
新たに設置される公共施設の土地等の帰属					
消防法に基づき設置する消防用設備等					
消火設備	消火器・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備				
警報設備	自動火災報知設備・用自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備・非常警報設備				
避難設備	避難器具・誘導灯・誘導標識				
消火活動上必要な施設	連結送水管・非常コンセント設備				
無窓階の判定	無窓階に該当（ ） ・ 非該当				

※案内図・配置図・平面図・立面図・断面図・消防設備図・防火水槽構造図等を添付すること。